

大都市圏の飲食店における「みえの食」魅力発信等業務委託 仕様書

1 委託業務名

大都市圏の飲食店における「みえの食」魅力発信等業務委託

2 事業主体

三重県

3 委託事業の目的

大阪・関西万博の開催をきっかけに、都市部においてインバウンドを中心に交流人口が増加する中、集客力および情報発信力の高い飲食店と連携した「みえの食」プロモーションを実施することで、県産農林水産物の認知度向上及び活用促進を図る。

また、併せて食関連の需要が急増している外国人に対して「みえの食」の認知度やニーズ等を把握するための調査等を実施することで、今後の「みえの食」の魅力発信及びインバウンド誘客の課題を分析する。

4 契約期間

契約の日から令和8年3月19日（木）

5 業務委託の内容

（1）大都市圏の集客力の高い飲食店における「みえの食」の魅力発信

大都市圏の集客力及び情報発信力の高い飲食店において、「みえの食」の魅力発信を行うこと。なお、ここでいう大都市圏とは東京都特別区とし、1店舗以上で開催すること。

また、期間は令和7年12月から令和8年2月末までの間の1か月程度とすること。

なお、実施にあたっては以下の条件を満たすこと。

①県産食材を使用したメニューの提供（「三重県フェア」の開催）

- ・期間中は県産食材を使用したメニューを5品以上提供すること。また、使用する県産食材は5品目以上とすること。
- ・使用する県産食材については、県と協議のうえ決定し、仕入は受託者にて対応すること。

②情報発信及びPR等

- ・フェアへの誘客促進のため、インフルエンサーを起用し、SNS等で発信を行うこと。なお、起用にあたってはインバウンドの誘客が期待できるよう外国人向けインフルエンサーを含めた内容とすること。
- ・フェアの周知及び誘客促進のため、日本語及び英語を併記したメニュー表を作

成し、店内外で掲示すること。

- ・店内で、三重県の観光関連ポスターやパンフレット等を配架し、PRを行うこと。

③その他

- ・フェアへの来店者数及びメニュー提供数、実施風景等のデータを県へ提供し、業務実績報告書へも記載をすること。
- ・フェア開催及び準備にあたっては、業務の進捗状況の報告を行うなど、適宜県との連絡調整を行うこと。

(2) 外国人への「みえの食」に対するアンケート調査

本県の農林水産物の魅力発信及び誘客の取組に活用するためのデータを収集するため、外国人に対して日本に期待するグルメや、日本で体験したい食のコンテンツ、「みえの食」への関心度等に関するアンケート調査等を実施すること。

なお、実施にあたっては以下の条件を満たすこと。

- ・アンケート調査の対象者はインバウンドや在日外国人とし、100名以上のサンプルを収集するとともに、アンケート回答者への謝礼として、「みえの食」にちなんだノベルティ等を100名以上分手配すること。なお、ノベルティの内容は県と協議のうえ決定する。
- ・県と協議のうえ設問を設定すること。
- ・調査の方法は、県と協議のうえ、メールやWEBフォーム等により実施すること。
- ・アンケート対象者へ、(1)の開催店舗への誘客を促す施策を実施すること。
- ・収集したアンケート結果については、集計のうえデータ及び課題の分析結果を県へ提出すること。

(3) その他本事業の実施に必要な一連の業務

上記に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議を重ねながら実施すること。

6 委託費及び経費等

委託料の範囲内で当該事業を行うものとし、対象経費は本事業の実施に真に必要なもの（人件費、旅費、通信運搬費、報償費、事務所及び会場使用料、資材費等）に限る。

7 著作物の利用及び著作権

- (1) 本業務において作成した成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び成果品のうち委託者又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって委託者に譲渡される

ものとし、その成果品中のデータや写真、イラストなどについては、委託者が作成する印刷物やホームページ等に自由に使用できるものとする。

- (2) (1) により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえで委託者に譲渡すること。
- (3) 成果品のうち、(1) の規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、委託者が成果品を自ら利用するために必要な範囲において委託者及び委託者が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。）できるものとする。
- (4) 成果品のうち、(1) の規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、委託者が成果品を利用するために必要な範囲において発注者及び委託者が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得ること。
- (5) 委託者は著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (6) 受託者は、(1) の規定に基づき委託者に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。
- (7) 受託者は、(2) の規定に基づき委託者に著作権を譲渡した著作物について、当該第三者が著作者人格権を一切行使しない旨の契約を締結するものとする。
- (8) (6) 及び (7) に規定する著作者人格権の不行使は、委託者が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。
- (9) 本業務における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。
- (10) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

8 業務遂行体制

(1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出すること。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

(3) その他

業務担当者及び作業員は、本県庁舎等において業務を遂行する際は、社員証等の受託業務従事者であることが証明できるものを携帯すること。

9 納品する成果品

以下の資料を令和 8 年 3 月 19 日（木）までに、フードイノベーション課に紙媒体

2 部及び電子媒体（USB メモリ等） 1 式で提出して下さい。

- （１）事業実績報告書（A 4 版・カラー）
- （２）本業務において制作された資料等
- （３）その他、県が成果品として提出を求めるもの

10 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

11 委託料の支払い方法及び支払時期

委託料の支払は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとする。

12 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

県は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 3 条又は第 4 条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

13 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- （１）受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 2 条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- （２）契約締結権者は、受注者が（１）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 7 条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

14 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第 7 条第 2 項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

15 その他、受託上の留意点

- （１）委託業務の実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県との協議で決定するものとする。その他、業務の遂行において疑義が生じた場合は、三重県と協議し、その指示に従うこととする。

- (2) 本事業は、公的事業であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めること。
- (3) 本事業は、事業の終了後も含めて、今後、三重県監査委員等や会計検査院の検査対象となる場合があるので、検査に積極的に協力するとともに、事業の報告や必要な資料の提出等の説明責任を果たすこと。また、(1)で規定する会計関係帳簿類、労働関係帳簿類及び通帳並びに業務日誌等を事業終了後5年間保存しておくこと。
- (4) 本事業を実施するに当たり、三重県と十分な打合せを行うとともに、打合せのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。
- (5) 本事業の経費をもって、他の業務の経費をまかなってはならない。
- (6) 人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定すること。
- (7) 常に連絡調整ができる体制を整えておくものとする。
- (8) 著作権等の利用を含め、関係機関への許可申請が必要な場合は、原則受託者において手続きを行うこと。
- (9) 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守するものとする。また、個人情報の保護に関する法律第七十六条、第八十条及び第八十四条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対する罰則があるので留意すること。
- (10) 県が受託者を決定した後、委託契約にあたり、仕様書に定める事項及び仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。
- (11) 台風等の非常変災の発生、伝染病の流行、その他やむを得ない事由により委託業務の遂行が困難となったときは、協議の上、委託事業を延期又は中止することがある。
- (12) 事業の実施に必要な機材やシステム環境等は、受託者の責任により準備すること。
- (13) 事業実施にあたって、著作権等の利用を含め、関係機関への許可申請が必要な場合は、原則受託者において手続きを行うこと。

16 連絡先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部 フードイノベーション課 イノベーション促進班

担当 瀬古、北村

TEL 059-224-2391 FAX 059-224-2521

E-mail f-innov@pref.mie.lg.jp